

（はじめに）

昨年の2017年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略」には成長戦略を加速するため、参加者や期間を限定することにより、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行うことを可能とする環境を整備するため、規制のサンドボックス（砂場＝実験場）制度を創設することが明記されたことを記憶している人は多いだろう。しかしその後この制度はどのようになったのか。ほとんど報道されることがなかったので、この制度は人々の記憶から消え去りつつあり、構想倒れに終わったと思っている人も少なくないのではないか。そこでこの制度の現状を確認しておくことにしよう。

実は、民間の投資を促すアベノミクス「第3の矢」をテコ入れし、次世代の技術やサービスを実証するため一時的な規制の凍結を認める「生産性向上特別措置法」（いわゆるサンドボックス法）が2018年5月16日に成立し、6月6日に施行されている。企業の提案をもとに技術革新を生む環境を整え、1人当たりの稼ぐ力を高める一方、利権を脅かされる既得権層の抵抗を抑えて、規制凍結の実効性を高めることが目的である。

規制凍結解除の仕組みである「サンドボックス」には構想段階では2種類があり、一つが、今回の法律に盛り込まれた企業の提案ごとに規制凍結を認める「プロジェクト型」であり、いま一つが国家戦略特区ごとに規制凍結を認める「地域限定型」であるが、後者は加計学園問題の余波を受けて継続審査となり、本法においては実現していない。

（本法の概要）

プロジェクト型のサンドボックス制度は、2020年度までの3年間限定で、一定の条件を満たす企業の提案に基づき、一時的な規制の凍結を認め、あらゆるモノがネットにつながる「IoT」や人工知能（AI）などを使った新技術の実験を促し、成長戦略に役立てる。実験で問題がなければ、規制の見直しを本格的に検討することになる。

プロジェクト型サンドボックス制度は内閣官房に設けられた窓口が企業から実証の計画を受け付ける。専門家を集めた評価委員会が、規制を凍結しても法令上の問題がないかといった点についての意見を提示し、そのうえで規制を所管する省庁の大臣が計画を認定し、早ければ年内にも同法に基づく案件が決まる予定だ。

（当面の課題）

当面、フィンテックやライドシェア（相乗り）、自動運転など次世代技術の実用化が本法の成立をきっかけに動き出せば、第四次産業革命、Society5.0が打ち出している生産性の底上げが期待できる。日本経済の実力を示す潜在成長率は現在1%弱程度だが、政府は財政健全化などで実質2%の経済成長率を掲げている。人口が減っても高めの成長で安定するには高齢者や女性の就労を増やすとともに、生産性を高めて潜在成長率を押し上げなければいけないという意味で本法に対する期待は大きい。ただ、課題は既得権者らの抵抗を抑えられるかどうかであると言われており、この為、首相官邸の関与で規制凍結を

前進させやすくするため規制凍結の緩和に向けた関係省庁の動きが鈍い場合、内閣官房に置かれた評価委員会は首相を通じて勧告できる仕組みが採られている。当面、2020年の東京オリンピックまでに、諸外国で一般貸しつづめるライドシェアについて、タクシー業界などの抵抗で規制凍結の取り組みができるかどうか一つの焦点である。

このほか、法律には、データの共有・連携のためのIoT投資の減税措置（特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%））を講ずるとともに、中小企業の生産性向上のため、市町村の認定を受けた設備投資に係る固定資産税を3年間ゼロから1/2の間で、市町村が条例で定める率まで軽減する措置が定められた（図表）。

（図表）「サンドボックス」制度を創設する「生産性向上特別措置法」の概要

生産性向上特別措置法案(生産性革命法)及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の概要		
1. 背景		
<p>○IoT、ビッグデータ、AI等の新たな情報技術の社会実装が世界規模で加速している。これを進めつつ、産業の新陳代謝を活性化し、更なる生産性向上を図っていくことが、我が国産業の競争力強化の鍵となる。</p> <p>○これらを実現するためには、新たな情報技術を活用したビジネスを実施するための規制面での対応、企業間のデータの共有・連携のための環境整備、ベンチャー投資や事業再編の促進、中小企業生産性向上の後押しが必要となる。</p>		
2. 生産性向上特別措置法案における主な措置事項		
<p>制定の趣旨</p> <p>○近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するためには、革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動による生産性向上に関する施策等を、集中的かつ一体的に講ずることが必要。</p> <p>○このため、新しい経済政策パッケージ「生産性革命の「集中投資期間（3年間）」に合わせ、革新的事業活動実行計画（施策の基本方針、目標、内容、期間等）をとりまとめを策定・実施するとともに、中小企業者の生産性の向上を図る。</p>		
<p>プロジェクト型「規制のサンドボックス」</p> <p>○革新的な技術やビジネスモデルの実証計画について、主務大臣が革新的事業活動評価委員会に意見を聴いた上で認定。</p> <p>○参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備。 ※必要に応じて、規制の特例措置を講ずる。</p> <p><主務大臣></p> <ul style="list-style-type: none"> ●基本方針適合性、法令適合性等を確認 ●評価委員会の意見を踏まえ、実証計画を認定 ●実証後、規制の見直しを検討 	<p>データの共有・連携のためのIoT投資の減税等</p> <p>○データを収集・共有・連携する事業者の取組について、IoT投資に対する減税措置等を講ずる。</p> <p>※ IoT設備投資（センサー・ロボット等）を行った場合特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を措置。</p> <p>【例1】データ共有（地図） 【例2】データ連携（生産管理）</p> <p>協業領域のデータの集約・共有 → 革新的事業の創出、社会課題の解決</p> <p>共通生産管理システム EDIによる等質化、生産管理等の共通化</p> <p>工場管理システム、サービス提供システム</p> <p>○協業領域のデータを収集・共有する事業者（データ共有事業者）であり、一定レベルのセキュリティ対策が確認できた事業者については、国や法域等に対しデータ提供を要請できる手続を創設する。</p> <p>※具体的に活用される分野は、コネクテッドインダストリーの重点5分野である「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・農材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」等を想定。</p>	<p>中小企業生産性向上のための設備投資の促進</p> <p>○中小企業の「生産性革命」の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。（地方税法において固定資産税の減免等）</p> <p>※1 固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（市町村の条例で定める割合）に軽減（基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定）</p> <p><対象：以下を満たす設備投資></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市町村の導入促進基本計画に基づき計画認定を受ける ② 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上 ③ 企業の収益向上に直接つながる <p>等</p> <p>※2 併せて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業生産性の向上を強力に後押し。</p>

（注）経済産業省公表資料による。

（荒井 俊行）